9．「受託年月日」の欄には、保管事業者からポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託を受けた年月日を記入すること。

10．「処分委託者の名称及び事業場の所在地」の欄には、処分委託者の名称及び処分委託者がその委託の直前までポリ塩化ビフェニル廃棄物を実際に保管していた事業場の所在地を記入すること。

11．「参考事項」の欄には、その他処分の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「絶縁油を抜いたもの」、「ＰＣＢ濃度△mg／kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所が複数存在する場合は、各廃棄物について、その保管の場所をそれぞれ特定して記載すること。

12．③の「処分年月日」の欄には、受託したポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した年月日を記入すること。

13．④の「処分年月日」の欄には、引き渡したポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物が処分された年月日を記入すること。

14．「処分後の廃棄物に係る処分先の名称及び所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の処分先の名称及び所在地を記入すること。

15．この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票（廃棄物処理法第12条の３第１項の規定により交付された産業廃棄物管理票又は同条第２項後段の規定により回付された産業廃棄物管理票をいい、同条第３項若しくは第４項又は第12条の５第５項の規定により最終処分が終了した旨を記載したものに限る。）を複写機によりＡ３判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。ただし、６月30日において、当該処分した後の廃棄物に係る産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の３第３項若しくは第４項又は第12条の５第５項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。）の送付又は廃棄物処理法第12条の５第４項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日から10日以内に提出すること。

16．15の場合において、電子情報処理組織を使用するため添付すべき書類を添付することができないときは、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をＡ３判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。

17．その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。

18．都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第二号（第十条第二項、第十一条、第二十一条及び第二十八条関係）

（表面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書

平成　　年　　月　　日

都道府県知事　　殿
（市長）

届出者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第10条第２項、第11条、第21条及び第28条の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所）を変更したので届け出ます。

①変更前の保管の場所又は所在の場所

事業場の名称		（特別管理産業廃棄物管理責任者／ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者）の職名及び氏名	
事業場の所在地	電話番号		
（保管の場所／所在の場所）			